



議会報

# ならは



たくさんのジャガイモが収穫できました。【7/15:あおぞらこども園】

## ■ 平成26年6月定例会 6/18(水)~20(金)

- ▶ 平成26年6月定例会……………1~2ページ
- ▶ 陳情事件について……………3ページ
- ▶ 町政諸般報告……………4ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………5~13ページ
- ▶ 要望活動……………14~16ページ
- ▶ 全員協議会……………17~20ページ
- ▶ 委員会のうごき……………21ページ
- ▶ 議会の活動……………22ページ

平成26年

第165号

8月1日  
発行

# 平成26年6月

## 一般会計において、災害復旧に伴う17事



報告事項5件、専決処分承認案3件、条例の制定案1件、補正予算案3件、備品購入契約締結案1件、工事請負契約変更案2件、町道認定案1件、陳情事件1件、抗議案1件、計18件の案件については、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。

### 報告事項

#### 平成25年度一般会計継続費繰越

下記事業にかかる継続費についての繰越計算書を報告。【全員賛成：可決】

- ・中学校校舎改築事業
- <遁次繰越額合計17億6928万2653円>

#### 平成25年度下水道事業特別会計継続費繰越

下記事業にかかる継続費についての繰越計算書を報告。【全員賛成：可決】

- ・北地区浄化センター汚泥処理施設建設工事委託
  - ・南地区浄化センター災害復旧事業
- <遁次繰越額合計1億4470万9千円>

#### 平成25年度下水道事業特別会計繰越明許費

下記事業にかかる繰越明許計算書を報告。【全員賛成：可決】

- ・北地区浄化センター備品購入事業
  - ・北地区準幹線舗装復旧工事
  - ・南地区浄化センター備品購入事業
- <26年度繰越額合計2027万7千円>

#### 平成25年度下水道事業特別会計事故繰越

下記事業にかかる事故繰越計算書を報告。【全員賛成：可決】

- ・北地区浄化センター災害復旧工事委託
- <26年度繰越額合計582万3千円>

#### 平成25年度一般会計繰越明許費

下記事業にかかる繰越明許費計算書を報告。【全員賛成：可決】

- ・震災記録誌作成事業
- ・障害者自立支援給付支払等システム事業
- ・除染検証委員会運営事業
- ・商業仮設店舗整備
- ・モックアップ施設建設用地整備事業
- ・津波防災対策ビューポイント整備事業
- ・災害公営住宅整備事業
- ・都市防災総合推進事業
- ・防火水槽整備事業
- ・農地・農業用施設災害復旧工事
- ・災害復旧工事
- ・中満造成宅地滑動崩落緊急対策工事
- ・道路災害復旧工事
- ・橋りょう災害復旧工事
- ・中学校武道館災害復旧工事
- ・南工業団地法面災害復旧工事
- ・松ヶ岡墓地公園災害復旧工事

<26年度繰越額合計6億7310万9千円>

# 楡葉町議会定例会

## 業について繰越明許費計算書を報告。



### 平成26年度補正予算

#### 【一般会計予算（第1号）】

歳入歳出予算に5580万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ11億7570万円とする。【全員賛成：可決】

#### 【下水道事業特別会計（第1号）】

歳入歳出予算に110万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ3億4800万円とする。【全員賛成：可決】

#### 【住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）】

歳入歳出予算に102万2千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ429万7千円とする。【全員賛成：可決】

### 工事請負契約

#### 工事請負契約の変更

- モックアップ施設建設予定地（旧 二葉加工紙）解体工事の契約金額の変更【全員賛成：可決】  
〈変更理由〉 連結杭の地中の下杭の撤去のため。
- モックアップ施設建設予定地（旧 高野工業工場）解体工事の契約金額の変更【全員賛成：可決】  
〈変更理由〉 焼却施設処分に伴うダイオキシン曝露防止対策等のため。

### 町道の認定

#### 路線名 高橋・堂ノ前線

竜田駅東側地区の開発に伴い、新たに整備される県道と町道を結ぶ連結道路として、新規認定するため。

### 専決処分承認

#### 楡葉町税条例の一部改正

地方税法の改正に伴い、平成26年4月1日から施行となるため、3月31日付で専決【全員賛成：可決】  
○主なものとして、地方法人課税の偏在性の是正や軽自動車税の見直しなどに伴う改正。

#### 楡葉町国民健康保険税条例の一部改正

地方税法の改正に伴い、平成26年4月1日から施行となるため、3月31日付で専決【全員賛成：可決】  
○主なものとして、後期高齢者支援金等課税及び介護納付金課税の限度額引き上げに伴う改正。

#### 平成25年度一般会計補正予算（第8号）

平成25年度実施の東日本大震災復興交付金事業費の確定に伴い、3月31日付けで専決。【全員賛成：可決】  
○歳入歳出予算それぞれから3083万7千円を減額し、歳入歳出総額それぞれ81億9890万3千円とする。

### 条例の制定

#### 楡葉町暴力団排除条例の制定

町内から暴力団を排除し、町民等の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため本条例を制定。【全員賛成：可決】

### 備品購入契約

#### 楡葉町バスの購入契約

- 契約金額 3310万4845円
- 契約相手 福島日野自動車（株）福島支社【全員賛成：可決】

# 陳情事件について

## 《陳情の趣旨》

手話が音声言語と対等であることを国民に周知し、聞こえない子ども達も自由に手話が使え、音声言語と同様に学べる環境を実現するため、

国における法整備を要求する意見書の提出について、陳情いたします。

## 《陳情者》

一般社会法人福島県聴覚障害者協会会長	吉田正勝
福島県手話サークル連絡協議会会長	佐藤政昭
福島県手話通訳問題研究会会長	清水久美子

## 《付託委員会（経済福祉常任委員会）による審査意見》

手話が持つ意思疎通や情報伝達の役割は大きく、広く社会に認められるべきであり、その環境整備が図られるべきであると思われま

す。また、緊急時の連絡は、障がいを持つ方々も含め万人に周知されるべきであり、その方策の整備についても早急に行われるべきであると思料されました。

## 《意見書の提出》

本陳情の議決を受け、下記により意見書を提出しました。

◆提出先 内閣総理大臣 ◆提出日 平成26年6月20日 提出

## 手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話も含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、本檜葉町議会は政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

### 記

1. 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

福島県双葉郡檜葉町議会

# = 町政諸般報告 =

6月定例会においては、下記の内容について町政報告がありました。

## 報告 1

### 【町政懇談会】

4月21日から5月2日の日程で計13回開催し、536名の町民の方々の出席をいただきました。皆さまからお考えやご意見を賜り、帰町の判断に反映したところです。

## 報告 2

### 【帰町の判断について】

帰町計画に基づき、24の考慮要件を設定し、慎重に検証作業を進めた結果、取組みは一定程度進展し、最低限必要な環境は整いつつあります。しかし、原子力災害により失われた安全・安心に対する信頼性が十分に回復しているとは言えません。また、多くの住宅の劣化が進んでいる状況にも直面しています。

この様な事を勘案し、諸条件が整うことを前提とし、早ければ平成27年以降との考えを表明しました。

町としては、まだまだ取り組むべき課題があるものと認識し、3つの重点施策（安心できる生活環境の回復・生活再建支援策の充実・住み良い魅力あるまちづくり）を着実に推進するため、帰町準備室を設置し、体制整備を行っています。

## 報告 3

### 【JR常磐線広野～竜田駅間の運行再開】

6月1日、震災以降不通となっていたJR常磐線広野～竜田駅間において、約3年3ヶ月ぶりに運行が再開されました。当日は約470人を超える方々が竜田駅を利用しました。

## 報告 4

### 【堂後住宅団地の分譲】

平成22年度に造成が完了し、その後、震災により分譲が延期されていた堂後分譲団地について、分譲に向けた手続きに着手いたしました。帰還町民等の居住空間の形成のため、今後、県より認可され次第、分譲を開始する予定です。

## 報告 5

### 【榎葉町地域防災計画】

第3回目となる榎葉町防災会議が開催され、震災の教訓や国の原子力対策指針の改正、榎葉町の課題なども考慮した計画の修正が承認されました。今後、マニュアル等の策定を行うこととしています。

## 報告 6

### 【町の損害賠償請求の進捗】

税の減収分や原発事故により発生した避難費用など自治体としての損害賠償請求を昨年10月24日行いました。

本年5月、そのうちの一部となる約850万円について、東京電力と合意に至っています。残りの賠償についても引き続き交渉していきます。

## 報告 7

### 【医療法人双仁会いわき仮設歯科診療所】

この仮設診療所は、上荒川応急仮設住宅敷地内に（独）中小企業基盤整備機構が建設し、榎葉町に無償譲渡されるもので、町と双仁会で仮施設使用貸借契約を締結しました。今後、県の認可を得て再開となる予定です。



## ◆ 帰町予定と賠償

**問** 財物、土地、建物の賠償はどのようなのか。

**答** (町長) 経済産業省による方針として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償、解除の見込み時期を事前に決定していない場合、避難指示解除準備区域であれば事故時点から2年を標準とするとしている。町としては警戒区域内の財物賠償は一括全損扱いとなるよう粘り強く交渉していく。

**問** 町民が生活再建出来るだけの賠償が必要ではないか。

**答** (町長) この賠償については、町としても様々な角度から強く訴えていく考えである。

**問** 木戸ダム湖底の汚染泥の撤去時期について。

**答** (町長) 現段階で国からの具体的方針は示されていない。町としては町民の不安を払拭するためにも木戸ダムの除染の早期に実施するよう国へ引き続き要望していく。

**問** 水について数値的に安全とされているが、安心のための施策はどのようにしていくのか。

**答** (町長) 24時間のモニタリングや新しいろ過装置の増設など環境省と協議をしながら要望していく。

**問** 除染廃棄物の搬出計画について搬入経路や搬出時期等の計画が決まらなると帰町判断は難しいのではないか。

**答** (町長) 国の計画では、平成27年1月から中間貯蔵施設へ搬入を開始としているが、現在、輸送や保管方法等の安全性等の説明や議論が始まったばかりである。

**問** 帰町に至るまでの準備期間について。

**答** (町長) 長期の避難が継続している現状を踏まえ、一定程度の準備期間が必要であると考え、帰町を目指す時期の目途を示したところ。

## ◆ 檜葉町の復興から将来の双葉郡全体の復興・存続

**問** 広野町、川内村の帰還者及び檜葉町における帰還について。

**答** (町長) 広野町は4月末現在で1,482人、28.8%、川内村は、25年10月末現在で1,455人、52%であるが、町村ごとに状況に相違があり、単純に当町の帰還者を推計することは出来ない。安心できる生活環境の整備など帰還の障害となる様々な課題の解決に全力で邁進していく考えである。

(復興推進課長) 他町村の現状として、治安の問題や日常的な買い物環境がそろっていない等

の状況があり、当町としては率直な意見や相談体制など様々に分析をしながら取り組んでいきたい。

**問** 仮の町の土地提供の要請があったことはあるか。

**答** (町長) 要請を受けたことはない。現状、仮の町構想から生活拠点の形成に変遷しており、国、県による研究会が組織され、施策がととのまめられているところ。町としては、双葉郡の復興を牽引するため、他町の状況や要望をふまえながら復興公営住宅の整備を含め必要な取り組みを進めていきたい。

**問** 郡内で地域の今後について話が出ていることと思うが。

**答** (町長) 現段階、各町村とも目の前の問題解決に追われているのが現状。しかし、少しずつだが双葉郡の形をどうするかというような話も出てきている。また、イノベーションコースト構想など国においてもこの地域の今後について踏み出してきていると考えている。

## ◆ 町職員の安全、健康管理

**問** どのような対策を立てているか。

**答** (町長) 健康診断や人間ドック受診、職員の積算線量の把握やホールボディカウンター検査等を通して健康管理に努めている。また、役場機能が3地区にあることから各部所管の連携が重要と考え毎週の庁議を有効に活用しながら、意思統一を図っていききたい。



## ◆調整懇談会に出された意見等への対応

**問** 帰町判断に伴う、地域線量の分布状況はどの程度高低差があるか。

**答** (町長) 除染結果の約90%のデータを見ると、行政区別住宅地除染後の線量の平均は、地上1mで0.25μSv/hから0.64μSv/hとなっている。

国が長期的目標とする、年間追加被曝線量1mSvの時間当たりの区間線量率の目安0.23μSv/hまで平均値としては低減できてない。

今後、現在行っている事後モニタリングの結果により、最新の分布状況が把握できるものと思える。

**問** 町へ戻らない、いまだ判断できない、戻る、がそれぞれ、24%、35%、40%の内容だが、判断できないや戻らない方の双方からの安全の確保や生活に必要な機能の回復が充足されているかとの意見に対し町の対応は。

**答** (町長) 安全の確保と生活に必要な機能回復の達成状況を見極めるため、24の要件を設定

し、その取り組み状況を確認し評価をしてきた。また、懇談会や協議会を通じて町の考えを説明し、意見を伺った。

これらを経て、帰町判断において、計画に定めた除染、インフラ復旧、生活関連サービス確保等の取り組みは、一定程度進展していると評価し、最低限必要となる環境は整いつつあるとした。町民から寄せられた様々な不安、心配の意見や訴えを真摯に受け止め、安心できる生活環境の回復、生活再建支援策の充実など、重点施策を着実に実施する。

**問** 除染の内容に関して、不満の声が多いように見受けられるが、直轄除染が終了し、まだ高い箇所(線量)のフォローアップ除染については方針が決まっているか。また、高線量破片の調査は引き続き行われているか。

**答** (町長) フォローアップ除染については、現在国が行っている事後モニタリングの結果を踏まえ、夏以降に方針を示すとのこと。

高線量破片の調査については、議会特別委員会での報告以降再調査は行っていないが、継続的な調査を国と東京電力に改めて求めていく。また、今後沿岸部の災害復旧、防災事業において同様の高線量破片が確認された場合は、適切な対応を国と東京電力へ求めていく。

**問** 木戸ダムの湖底の放射性物質を危惧されている方が多いようだが、木戸川の水は我々にとって欠かすことのできない大切な

ものである。木戸ダム湖底の除染、そして各地域にある堤の除染を行うよう方向性を示して頂きたい。

**答** (町長) 木戸ダムについては、早期に実施するよう国へ引き続き要望していく。現段階で国は具体的な方針を示していない。モニタリングの結果を注視しながら、引き続き状況把握に努める。

一方、取水時の検査、監視体制は構築されており、安全性は確保されている。

また、農業ダム、ため池の除染に関しては、国が費用を負担し、今秋より本格的に開始する。

**問** 帰町に際して、医療、商業、雇用の面で多岐に渡り課題は山積だが、満足できる体制は。

**答** (町長) まず、医療に関しては、町内の内科医院についてすべての面で帰町に際しての体制は整っている、歯科医院についても順次整いつつある、また、県立仮設診療所も27年中に設置される予定、具体的な内容は今後協議する。

商業施設については、役場西駐車場に仮設3店舗を配し、アクションプランに位置付けられている北田中満地区コンパクトタウン一角に、商業共同店舗を建設する予定。

雇用については、予定エリアへの企業事務所等の誘致、南工業団地の再生、産業基盤の再構築を検討するイノベーションコースト構想による復興プロジェクトが検討されており、町としては実現を強く求め、新産業の創出を図り、あわせて雇用の確保に努める。



**問** 帰町の判断に際し、最低限必要となる環境はおおむね整いつつあるとのことだが、その基準は。

**答** (町長) 帰町判断は、帰町計画に基づく検証の結果、除染、インフラ復旧、生活関連サービスの確保等の取り組みは一定程度進展していると評価し、帰町に最低限必要となる環境はおおむね整いつつあるとした。

**問** 帰町について、町長は27年以降としたわけだが、放射線対策課長、復興推進課長の考えを伺いたい。

**答** (放射線対策課長) 除染検証委員会で山林、山間部など線量の高い地域もあるが、除染後の全体的な線量は、避難しなかった地域と比べて、ほぼ同等程度になったという判断がされたことから、考慮すべき要件についてはおおむね達成しているという評価をさせていただいた。(復興推進課長) 町長は、子供を安心して育てるための町の回復ということで国に訴えていくため、帰町の判断において取り組むべき3つの柱というものを設定し方向性を示したところ。

**問** 放射線量の高いところを追跡した資料は持っているか。

**答** (放射線対策課長) 除染前後の放射線量の推移については、環境省において、つかんでいるが、それ以外の場所については、様々な状況も想定し、高いところを見つける作業を行っている。

**問** 除染問題は今後樫葉町自体の存続を左右するような大きな問題になってくると思うが。

**答** (町長) お質しのとおり除染の重要性は強く認識をしている。国に対し、今後速やかな事後モニタリングを含め、フォローアップ除染の仕方等々を強く要望していく。

**問** 今後、町が行う放射能に関する対策の工程表等を作成する考えはあるか。

**答** (放射線対策課長) 除染も含めた全体的なロードマップについては、復興計画の中にしっかり記載されており、その中で年度ごとに順を追って整理をしながら進めてまいりたい。

**問** 発表された今後の重点施策の内容をお示しいただきたい。

**答** (町長) 将来より多くの方々に樫葉町に住んでいただけるような魅力あるまちづくりを進めるため、3つの柱からなる重点施策に取り組んでいく。1つ目、安心できる生活環境の回復(原子力災害で失われた安全・安心に対して信頼を取り戻す)、2つ目、生活再建支援策の充実(町民の生活再建を促進する施策を充実させる)、3つ

目、住みよい魅力あるまちづくり(町並み整備や産業再生、雇用の創出を図る)。

**問** 安心できる生活環境の回復の中で、町独自の原子力防災監視を組織の設置をうたっているが、この組織体制等は。

**答** (環境防災課長) 有識者を選定し、原子力の状況等を確認し、その状況を町民の皆様に反映していくような形となり、6月補正予算の中でも計上している。

**問** 生活再建支援策の充実について住居修繕等の業者の確保等の対策は考えているか。

**答** (生活支援課長) 町としては、現在、復興庁や県とも協議しながら、新たなシステムの創成という部分を検討している段階。

**問** 住みよい魅力あるまちづくりの中で共同店舗について、出店数や業種などを伺いたい。

**答** (新産業創造室長) 現在、意向を確認しており、出店の申し入れ等も併せて行っているところ。

**問** 今後の重点施策がおおむね達成できる時点はいつごろになるか。

**答** (町長) 帰町時期にかかわらず、中長期的かつ継続的に取り組む施策も多く含まれるため、施策の進捗や実施効果を随時確認し、施策の達成状況、達成時期を見きわめていくことになると考えている。



## ◆帰町の判断について

**問** 檜葉町の現状を直視したとき、町民が安心して住める環境には戻っていないと思うが、町長の平成27年春以降と判断した理由について伺いたい。

**答** (町長) 帰町計画に基づく検証の結果、除染、インフラ復旧、生活関連サービスの確保等の取り組みは一定程度進展していると評価をし、帰町に最低限必要となる環境はおおむね整いつつあるものと判断した。

**問** 除染の効果について、町内7地区で0.23以上の空間線量を測定、屋内・セメント瓦・防風林(いぐね)・森林の除染は手つかずの状態、農業用ダムやため池等の除染実施は未定。飲み水の水源である木戸ダムの湖底には1万3,300ベクレルの放射性物質が沈んでおり、浚渫しなければ安心して飲むのには抵抗がある。国や町が目指す年間1ミリシーベルト未達成のためどのような対策を講じていくのか。

**答** (放射線対策課長) ため池、

用水路関連等の除染は今後国の提示に沿って進めていく。水については、企業団で関係省庁に安心という意味での対策を講じてほしいと要望書を提出しており、それをふまえた形で進めていく考え。また、年間追加被曝線量1ミリシーベルトを目指し事後モニタリング、追加的除染を繰り返し、していただくということで今後も進めていく。

**問** 広報「ならは」の6月号で自家消費食品などの放射線簡易検査結果が公表され、93点中41点が摂取基準をオーバーしている。これは当然内部被曝の原因になってくる。こういった心配がされるような状況をどのように解決していくのか。

**答** (放射線対策課長) お質しのとおり、野生の山菜や川魚が高い状況、広報等を通じ、どの食物、どの種類が高いかをしっかり町民の方々に知らせながらやっていきたい。

## ◆原発の安全性について

**問** 第一原発は、事故発生以来、汚染水漏れや電源喪失など200件ものトラブルが発生している状況だが、東電からは通報連絡あるのか。

**答** (環境防災課長) 安全協定に基づく通報連絡を受け、その事象に応じて庁内で報告している。

**問** 帰町について、住民の声を把握するため議会においても4月に懇談会を計8回、総数約

600名の方に参加いただき実施した。その中では今の檜葉町の実態ではすぐに帰町ができる環境ではない、より慎重に判断すべきという声がほとんどであった。こうした現状や町民の声を尊重するならば、やはり放射能や放射線に対する不安や原発を心配しないで暮らせるような徹底した除染と原発の安全対策を国に求めることが先決だと思うが。

**答** (町長) 様々な角度から懸念があることは承知している。それを一つ一つ精査し解決に向けて動くことが我々の使命であると思っている。

**問** 精神的損害賠償について、浪江町がADRで月額5万円増額の和解案が提示されたのを受け、町村会で全ての被災者に適用されるよう要望したが、なぜ初めから8カ町村で要望しなかったのか。

**答** (町長) 共通する問題については、町村会が一体となってやるべきと考えているが、浪江町独自の動きについては止めようがない。しかし、浪江町に和解案が提示されたことについては、町村会として公平かつ確実に行うよう要望したところ。

**問** 精神的損害は交通事故とは比較できないほど深刻であり、増額を要求する権利がある。今後どのような手法で増額を勝ち取っていくのか。

**答** (町長) 双葉郡や福島県等々を巻き込みながら国に申し入れをしていきたい。



**問** 飲料水の安全性について、どのように考えているか。

**答** (町長) 町としては、町民の不安を払拭するためにも、木戸ダム除染を早期に実施するよう国に引き続き要望していく考えである。現段階では、国は具体的な方針を示していない。

**問** 議会でも要望活動を行っており、国、自民党加速化本部ともに、樫葉町除染検証委員会が安全を確認し、今後モニタリングを実施していくから安心だとの回答だが、このことについてどのように考えるか。

**答** (町長) 国からの回答内容については承知している。安全性は確保されているかもしれないが、安心という部分では、木戸ダム湖底を除染しない限り、根本的な解決にはならない。24時間監視システム、モニタリングの構築、追加施設の設置等今後も粘り強く対処していきたい。

**問** 25年3月定例会で放射線対策課長は、ある程度濁水が発生した場合に適切な措置として、除去設備も検討していきたいと答弁していたが、今の考えは。

**答** (放射線対策課長) 先般、町長が企業団として要望したとき

に、新たなろ過施設の要望もしており、これが除去施設ということで考えている。

**問** 共同店舗の内容の説明をお願いしたい。

**答** (町長) コンパクトタウンの整備として、北田中満地区の一角に商業集積エリアとして、約3ヘクタールの規模で平成28年度の中期にオープンを目指し、整備を図る。エリア内には、スーパーマーケット、薬、医療品、本など生活雑貨等販売店、ホームセンターなどのほか、飲食店やサービス業の参画も期待している。

**問** 共同店舗、仮設店舗の出店に際し大きなリスクが伴うと思うが、その点をフォローする施策は考えているか。

**答** (新産業創造室長) 営業開始のリスクに伴う補助ということで、県から2分の1の補助がある。しかし、赤字補てんは行政からは出せないで、あくまでも施設管理運営に係る補助ということになる。

**問** 田村市の仮設店舗は2年間について、損失全て補てんをするという約束のもと営業している。樫葉町ではそのようなことは検討されていないのか。

**答** (新産業創造室長) 都路町(田村市)について情報を確認しているところ、県を通じた補助について、町補助金としてやるのかどうか検討中である。

**問** 原子力施設監視委員会の組織について説明いただきたい。

**答** (町長) 町として原子力施設の監視体制を構築するため、知見を有する専門家による第三者機関として発足を予定。原子力施設の現状を的確に情報伝達

し、より正確な情報を町民の皆様に発信することが可能となる。

**問** 町の中でも比較的原子力に詳しい方を組織の中に入選してはどうか。

**答** (環境防災課長) 現在のところ放射線防護やリスク管理等、原子力安全に関する知識を有する方からの選出ということで考えている。

**問** 仮置き場の安全性と今後の処理について

**答** (町長) 定期的な測定の実施等、適正に管理され安全性は確保されていると考えている。5月からは地域住民が現地にて監視できる体制もとっている。国の計画では平成27年1月から中間貯蔵施設へ搬入を開始するとしているが、現段階では非常に難しい状況と認識している。

**問** 医療施設再開計画の進め方は。

**答** (町長) 町内の内科医院は再開に向け修繕や清掃、スタッフ確保も済んでいる。帰町時には再開できるものと考えている。また、平成27年度中に県立の仮設診療所が樫葉町に設置される予定である。

**問** 除染後の田畑の境界線の問題の対処は。

**答** (町長) 個別に事実確認を行った上で、事業者には瑕疵がある場合は事業者の責任のもと復旧や復元をしていく。

**問** 津波で境界がわからなくなってしまった場合の対応は。

**答** (産業振興課長) 津波の影響で流された部分についても復元をすることになる。



### ◆学校再開と中高一貫校について

復興計画では、平成27年度に榎葉町での学校再開を目指しているが、並行して県では双葉郡の教育環境を改善するため、平成27年4月に広野町に中高一貫校を開校しようとしている。教育の充実には復興に大きく寄与するものと思われるが、多くの課題も内在している。

そこで以下について、伺いたい。

**問** 平成27年度の学校再開の見通しは。また、学校再開を希望する生徒の現状は。

**答** (教育長) 学校再開についてアンケートや説明会を実施し、意見等をふまえながら検討してまいりたい。

**問** 生徒数減少が予測されるなか、新たな中学校舎の規模が大きいが、小学生がこの校舎を使うことも考えているのか。

**答** (教育長) 小学校は耐震等を考慮すると南小学校で再開せざるを得ないと考えているが、アンケート等により、細かく聞きながら、南北小学校の統合も視野の1つに入れながら、保護者の意見、地域の意見を聞きながら慎重に進めていきたいと考えている。中学校の建設については10年先、20年先の将来も見据えた中での計画である。

**問** 榎葉町での教育を希望する児童・生徒への教育ビジョンはどのようなになっているか。

**答** (教育長) 榎葉町としては、県立一貫校と連携し、相乗効果を図りながら進めてまいりたい。

**問** 町の特色を生かした教育ビジョンとして打ち出せるものはあるか。

**答** (教育長) 現在、榎葉の子供たちの学びを考えたとき、心のケアを第一に、今、学びを続けており、新生榎葉小中学校のビジョンを打ち出さなければならぬことも考えているところ。

**問** 将来、中高一貫校が連携型から県立中を伴う併設型へと移行した場合、双葉郡内で県立と町立の中学校が並立し、競合することが懸念されるが。

**答** (教育長) 多様な考えを持つ今の子供や保護者にとって、進路の選択肢が1つふえたという捉え方をすると考えており、全体的にみると双葉郡出身者を郡内の学校で育成できるメリットは大きいと考えている。

**問** 中高一貫校を核としてやっていくときに榎葉の生徒が県立に行ってしまうおそれはないのか。

**答** (教育長) そういう核になる場所があって相乗効果で頑張っていけば、トータルで双葉郡に戻る数がふえていくのではないかと考えている。

### ◆「帰町判断」に係る町の考え方を問う

町長は去る5月29日の「帰町判断」について記者会見を行った。町はこれまで様々な復興施策を実施し、帰町の考慮条件として除染効果など24項目を挙げており、それぞれ概ね達成していると

し、帰町の時期を平成27年春以降とした。

そこで以下について伺う。

**問** 除染効果に疑問をいただき、放射線への不安が払拭できない町民が多くいるが、放射線への安全と安心をどのように担保し、帰町をどう進めていくのか。

**答** (町長) 放射線への不安や家庭の状況等により帰町が難しい方々への支援は引き続き行うことを大前提とし、戻りたい方が戻れる仕組みを準備しながら帰町を進めることが必要であるというふうを考えている。事後モニタリングやフォローアップ除染が町民の帰町判断に大きく影響するものと考えており、適切な除染の措置を国へ求めていく。

**問** 年間追加被曝線量1ミリシーベルトの目標値について、現実的な値にしたらどうなのだというような発表があったようだが町としての考えは。

**答** (放射線対策課長) 質問の趣旨は相馬市、福島市など合わせて4市が今国と議論している内容かと思われるが、その中でいろいろ話されていることは承知している。しかし、榎葉町としては長期的な目標値、年間追加被曝線量1ミリシーベルトというところで進めていく考え。

**問** 町が再生、復興していくためには町民が戻ることが前提となるが、どのようにして町民の協力を得ていくのか。

**答** (町長) 町の復興は行政のみでは成し遂げられないことから、ならばまちづくり会社と連携し、若者による組織の発足、町民参加型のイベント開催、町民の生きがいづくりの推進など、町民の自主的な取り組みを支援する仕組みをつくってまいりたい。



◆今後の営農再開について

帰町する時期が、来年春以降と示され営農再開に期待する町民も大勢いると思われる。そこで、今後、町は、どのような取組みや支援を考えているか伺う。

**問** 農林水産再開のための環境整備（農地・農業用施設の整備等）の中に農業基盤整備事業があり、内容として、農地区画の拡大・農業用水路（パイプライン）の設置・暗渠排水の設置などである。今後、高齢化が進むなかで労働力の低減や管理の簡素化を図るためにも町として取り組む事業と考えるがどうか。

**答**（町長）今後、町の農業は不利な条件のもとでの営農再開となることから、耕作放棄地の増加が想定される。町としては、地域の実情等を勘案し、土地改良区及び関係機関と連携を図りながら、必要な仕組みの構築や効果的な取組みについて、検討してまいりたい。

**問** 農地も現在の3反歩1枚のままでは効率的が悪いと思われる。田を大きくし、効率及び管理がしやすい様にさせていただきたい。

**答**（産業振興課長）補助事業を使い、皆様の農地の集約、担い手の育成などを考えながら進め

たい。

**問** 今、仮置き場になっていることについて、搬出した後、元どおりに復すこととなっていると思うが。

**答**（産業振興課長）仮置き場の終了後、災害査定を受けて復旧することとなる。契約どおりに履行されれば営農再開はできるものと考えている。

**問** 津波で流失し、新たに農業設備や農機具等を購入した時の支援について。

**答**（町長）町としては、営農再開の作付予定面積等に応じ、農業設備や農業機械購入等に対する補助事業等の支援制度を案内しながら、担い手等が誇りを持って生産できる環境づくりを提供してまいりたい。

**問** 農業を諦めてしまう方がなるべく出ないように、町として何らかの支援をすべきでないか。

**答**（産業振興課長）国などの補助事業等を使いながら、今後、農家の要望に応じていきたいと考えている。

**問** 農業用水路の砂・泥の処理計画について。

**答**（町長）幹線用水路については、営農再開に向けて関係機関と連携、協議を図りながら対応したいと考えているが、従来農家等が管理している小さな用水路等については、個々の農家等にお願いすることになると考えている。

**問** 用水路等の土砂の撤去作業は除染作業と同じであり、その土砂の処理についても個人では大変だと思われるが

**答**（放射線対策課長）津波被災地については災害復旧のほうで対応できると思われるが、それ以外の部分については、現状を

よく把握しながら、国と打ち合わせをさせていただきたい。

**問** 酪農再開に向けて牧草の試験栽培を実施し、放射線の測定をすべきと思うが、また、野菜についても試験栽培すべきと思うが。

**答**（町長）牧草の試験栽培については、本年上小埴地区に約30アールの面積で飼料作物実証栽培を実施しているところ、現在、1番草を収穫し放射性セシウム等について調査中。今後追肥し、2番草についても調査等を実施する予定。

野菜の試験栽培についても、町内でも比較的線量の高い上繁岡、繁岡地区に4カ所を選定し、作付実証実験を実施。放射性物質の検査結果は、ブロッコリーを除き検出限界値以下であった。ブロッコリーについてもセシウム137がキログラム当たり4.21ベクレルであり、基準値を大きく下回る結果であった。今後、町内の広範囲で試験栽培を実施すべく双葉農業普及所と圃場の選定を調整中。

**問** 地震により農地が崩壊した箇所の復旧見通しは。

**答**（町長）国が7月に発注する調査には本町分として約20カ所盛り込まれ、9月下旬に町が災害査定を受検する予定。その後、11月ごろより復旧工事に着手したいと考えている。

**問** 畑の草刈・耕起など未だ実施されていない地区の管理について。

**答**（町長）26年度からの取り組みとして、手挙げ方式により個人等に管理をお願いすることとなる。これは水田と違い、土地の境界等が不明なため、管理していた農家個々に管理をお願いせざるを得ない事情がある。



## ◆帰還に向けての再除染

震災から4年目を迎え、厳しい避難生活が今なお継続している中で、5月29日に苦渋の決断で、早ければ平成27年春以降に帰町の判断をされたが、安全安心の観点から以下の項目について伺う。

**問** フォローアップ除染は、どういう基準でいつごろから始めるのか。

**答** (町長) フォローアップ除染は、現在国が行っている事後モニタリングの結果を踏まえ、夏以降に方針を示すときに行っている。その時点で基準についても示されるものと考えている。

**問** 除染後の線量マップは出来ているのか。

**答** (放射線対策課長) 出来ている。全員協議会等で提示していきたい。

**問** 囲いの樹木(杉)の伐採は、地権者の要望があれば伐採してやるべきと思うが。

**答** (町長) 不安を感じ伐採を希望される方が多いことは認識している。

町としても、当初から森林除染について、生活圏から20メートルに限定せず、広い範囲の除

染を要望している。今後の事後モニタリングの結果も踏まえ、囲い樹木や森林等からの放射線の影響を調査し、森林除染の方向性を示すよう国へ強く要望していく。

**問** 囲い木を自分で伐採し、撤去したら線量が下がった事例があるが、町として囲い木伐採を国に要望しているか。

**答** (放射線対策課長) 飯館村で実施した囲い木の試験的な伐採時には線量の大きな変化なかったとのことであったが、個々のケースもあると思われるので、個人が伐採した木の対処方法なども含めて国にしっかり申し入れていきたい。

**問** あざ道の除染は、全て終わっているか。

**答** (町長) 公図上の道の全ての除染を実施しているわけではなく、あざ道の現況から生活圏の範囲内と国が判断した部分について、除染を実施している状況。未除染のあざ道で生活圏として使用されている部分は個別に実情を確認しながら、適切に対応していくよう国へ求めている。

**問** 除染未同意者はどのくらいいるのか。

**答** (放射線対策課長) 現在41件の未同意があり、今年度中には全員同意いただけるよう取り組みを進めていきたい。

**問** 自宅の隣が未除染では町民が帰還を判断する際に影響が出るのではないかと。最終的な未同意の取り扱いは。

**答** (放射線対策課長) 除染そのものは現在の法律の中で国のほうで一方的にできないため、これについては粘り強く交渉して

いくということ以外に方法はないと考えている。

周辺の方々が帰町するための障害にならないよう、積極的に環境省のほうから働きかけをしていただく。

**問** 井出川・木戸川の河川敷が今なお除染されていないが、どうなっているのか。

**答** (町長) 除染は生活圏について行われており、日常的に立ち入らない場所は生活圏とみなされず、除染が行われていないのが現状。

町としては、河川敷はもとより、森林等も生活圏と考えていることから、引き続き国へ適切な対応を求めていく。

## ◆中満分譲地について

**問** 北田中満地区における滑動崩落緊急対策工事の進捗状況はどうなっているのか。

**答** (町長) 工事は平成26年1月22日から平成26年9月30日の工期で行っており、6月10日現在の進捗状況は31%となっている。

**問** 工事している業者が3、4人程度しかいないようだが、工期内に終わるのか。

**答** (建設課長) 作業員の状況については、作業の内容が日ごとに違うため、日によって少ない場合もある。平均的に7名から8名程度作業に入っているような状況。

今後、工程会議を綿密にとりながら、作業員の増員、班体制や手順の見直し、工事の進め方などを工夫しながら、この工程どおり進むよう対策を強力にとっていく。



## ◆町の帰町に対する取り組み

**問** 災害公営住宅の現状について伺いたい。

**答** (町長) 津波被災者の災害公営住宅は、町内3カ所に32戸整備を計画し、うち1団地は、現在、造成調査設計を行っている。他の団地についても、順次実施し、平成27年度末までの入居を可能にしたいと考えている。地震による災害公営住宅は、既存の町営住宅の復旧等の整合性をとりながら、整備戸数の把握を行い、整備を推進してまいりたい。

**問** 災害公営住宅の入居要件は。

**答** (建設課長) 1点目の入居要件として、半壊以上でやむを得ず解体された方で住宅を滅失された方。2点目が自力で住宅を再建できない方となっている。これ以外については、個別に相談いただきたい。

**問** 災害公営住宅は帰町するまでに整備が完了するのか。

**答** (町長) 基本的にはしっかりと確保をした上で帰町するのが望ましいことであるが、様々なケースが予想されるため、現状や予算なども踏まえながら、今後進めていきたいと考えている。

**問** 農業・自営業・他産業の風評被害に対する対応について、町ではどのように検討されているか。

**答** (町長) 町としては、全国各地方部に設置されているアンテナショップ等を活用し、町内製品の紹介をするなど、あらゆる手段を活用して風評の払拭に向けた取り組みを進めたい。

風評の払拭は、檜葉町のみの問題ではなく、県内、近隣県にも及ぶ問題として、現在、国及び県、各種生産団体などの民間団体との連携により、その解決に向けた様々な事業を展開する必要があるものと考えている。

**問** 現時点における第一原発の安全性について、町としてどのように考えているか伺いたい。

**答** (町長) 福島第一原子力発電所は、長期にわたって廃炉作業に取り組まなければならないという極めて困難な課題に直面している。町としても原子力発電所の防災対策について、検討を行い、様々な不確定要因はあるものの、安全への信頼性向上に向けた取り組みは進んでいるとの見解をいただいている。今後、監視体制の確立等、さらなる原子力防災対策の強化に努めていく考え。

**問** 除染の現状と今後の取り組みについて伺いたい。

**答** (町長) 平成24年度、25年度における生活圏の除染は、ことしの3月末で同意された住宅については終了。総合グラウンドや天神岬スポーツ公園等は継続実施中。津波被災地の住宅地は家屋の解体と基礎の撤去が終了した後、除染を実施する計画。津波被災地の農地は、堆積物の除去という方法で除染が終了。今年度は事後モニタリングの結果を踏まえたフォローアップ除染や未同意住宅等の除染が主なものとなる。今後は年間追加被曝線量1ミリシーベルトを目指

した除染や木戸ダム、森林等の生活圏以外の除染の実施、仮置き場の継続的な安全監視と廃棄物の早期の移送を引き続き国へ求めてまいりたい。

**問** 室内調査など、そういった相談に対応するような相談員も含めた一定程度の制度の進捗は。

**答** (放射線対策課長) 今年度、国ともう少し細かい協議をしながら制度を今後詰めていく。具体的にはまだ決まっていないという状況。

## ◆町民等の精神面や身体的な健康状態について

**問** 町民の精神面や身体的な健康状態は、把握されているか。

**答** (町長) 現在各仮設住宅では、連絡員及び民生委員が訪問し、借り上げ住宅には、生活支援相談員が訪問し、健康状態に問題があった場合には、各関係機関と情報を共有しながらケースや、状況に応じ保健師、地域包括支援センター及び心のケアセンターが対応に当たることとしている。また、健診体制整備やひきこもりや閉じこもりを予防のため、周囲と交流を図る事業の実施や栄養、運動、休養などをテーマとした、多岐にわたる健康事業を実施している状況。

**問** 6月1日から檜葉町に帰町準備室が設置されたが、職員の勤務形態や健康管理状況(精神面含む)はどのようになっているか。

**答** (町長) 檜葉町役場における勤務形態は、長距離通勤となる職員の負担軽減を考慮し、執務時間を午前8時45分から午後5時30分までとした。健康管理については、健康診断を初め、臨床心理士による個別面談や積算線量把握など、全職員同様に心身両面の健康管理に努めている。

4月に実施した榊葉町議会町民懇談会において、皆さまからいただいたご意見、ご要望を取りまとめ、5月8日・9日に要望書として、国及び東京電力に手渡しました。

国及び東京電力からの回答は下記のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

## 国からの回答



経済産業省での要望活動

### 要望

福島第一原発の速やかな完全収束と万全なる汚染水対策を講ずること

### 回答【自民党東日本大震災復興加速化本部】

事故から3年が経過し、原発の安全性は大きく向上し、リスクも低下した。廃炉・汚染水問題は、国が前面に立って進んでいると評価できる成果を実現しなければならない。そのため、取組みを政府に求めていく。

### 要望

帰町までに室内除染、ハウスクリーニングを国の責任で行うこと

### 回答【環境省】

地域全体の線量が下がれば、屋外の影響を受けている屋内の線量も下がるものと考えているが、帰還にあたっては、屋内放射線の把握などが重要であると認識している。このようなモニタリング実施のための交付金を、福島県に交付しており、活用も可能となっている。なお、安全安心への対応については、関係省庁と連携を図っていく。

### 回答【自民党東日本大震災復興加速化本部】

室内線量が高い場合、個別の状況を把握し、実態に応じた対応政府に求めたい。

### 要望

放射性物質の除去設備と放射性モニタリング設備等の設置に伴う財政支援を図ること

### 回答【環境省】

住民の帰還に向けて、住民のニーズに応じたモニタリングの実施が重要との認識から、国の交付金を利用し、福島県においてモニタリング基金を創設し、避難指示区域内において必要な環境放射線モニタリングを実施しているところであり、この基金は設備導入にも活用可能となっているので相談いただきたい。

### 要望

木戸ダムは重要な水源であることから、帰町までに湖底を除染を徹底すること

### 回答【環境省】

榊葉町除染検証委員会の第一次報告において、「ダム湖から取水口まで約60mあり、湖底土砂は底に保持されている」「連続的に取水の濁度管理が実施されている」「水道水については、検査監視体制が構築されており人体に影響が出るほどの放射性物質の混入は防ぐことができる」とされ、環境省としても、ダム湖底の土砂が飲料水に影響を与えることは考えにくいと思っているが、引き続き、モニタリングの実施など状況把握に努めていく。

### 回答【自民党東日本大震災復興加速化本部】

水道施設については榊葉町除染検討委員会により安全性が確認されており、安心いただきたい。湖底泥除去については技術的に極めて困難であると聞いている。

**要望**

帰町までに追加被曝線量が年間1 mSv未満を達成するよう追加除染を徹底すること

**回答【環境省・自民党東日本大震災復興加速化本部】**

年間1 mSvは長期的目標であり、除染のみならず、食品への対応など総合的な対策を含めた目標である。

除染は従来より可能な限りの線量低減を目標としており、除染後の事後モニタリングの結果、仮に部分的に空間線量に影響を与える個所があった場合、必要に応じフォローアップ除染を行う。

**要望**

国は責任をもって除染効果の検証と森林環境を含めた除染プログラムを早急に示すこと

**回答【環境省】**

除染効果については、楡葉町除染検証委員会第一次報告において「国が実施してきた除染作業は一定の効果을上げており、町全体としての線量は、震災以降、現在に至るまで避難せず居住が継続されている県内の他地域と比較し同等レベル」「楡葉町全体としてみた場合、帰還して居住することは可能」との評価であった。今後、事後モニタリングにより効果の確認・検証をしていく。

住居等の近隣の森林除染は作業が終了。森林全体については、引き続き、環境省・林野庁が連携し調査研究を進め検討していく。

**要望**

町の復興関連事業への支援と十分なる予算措置を講ずること

**回答【自民党東日本大震災復興加速化本部】**

平成25年度より福島再生加速化交付金を創設。町からの要望をふまえ必要な予算措置を行い支援施策を実施する。

**要望**

避難指示解除後の精神的賠償「相当期間」を

実態に即し、元の生活機能が回復するまで最低3年程度延長すること

**回答【文部科学省】**

中間指針第四次追補において、目安として「1年間」が示されているが、「特段の事情がある場合」は柔軟に判断することが適当ともされており、個別具体的な事情に沿った賠償が進められることが重要と考えている。

文科省としては、避難解除がされた後の状況を把握し、必要があれば、「相当期間」についても適切に検討していく。

**回答【経済産業省】**

資源エネルギー庁としては、被害者個々の実態に沿った賠償が行われることが重要と考えており、引き続き、東京電力による賠償が迅速かつ適切に行われるよう指導していきたい。

**回答【自民党東日本大震災復興加速化本部】**

個別の事情に応じ申し立てをしていただきたい。一律3年延長とすることは困難。

**要望**

福島第二原発の潜在的リスクを考慮し、国は東電に対し早急に廃炉決定に向けた指導監督を行うこと

**回答【自民党東日本大震災復興加速化本部】**

楡葉町を含め福島県の皆さまの思いを重く受け止め指導していく。



復興庁での要望活動

## 東京電力からの回答



東京電力での要望活動

### 要望

福島第一原子力発電所の速やかな完全収束と万全なる汚染水対策を講ずること

### 回答

福島第一原子力発電所廃炉については、中長期ロードマップにて全体を三期に区分、現在第二期に入っており、燃料プールからの燃料取出し作業を開始するとともに、燃料デブリ取出しに向けた準備を進めているところ。汚染水対策については、緊急対策として、地盤改良や地下水汲み上げ・地表舗装による港湾流出防止、トレンチ内高濃度汚染水除去による汚染源の除去、地下水バイパスによる増加抑制などを実施。抜本対策として、海側遮水壁設置による海洋流出防止、陸側遮水壁設置により増加抑制と港湾流出防止、サブドレンからの地下水汲み上げによる建屋内への地下水流入抑制の取り組みを進めているところ。

### 要望

当町の復興関連事業への支援と地元雇用を含めた地域振興策を早急に講ずること

### 回答

地域等の経済復興や雇用回復・創出のため、石炭火力の建設プロジェクトを公表し、建設段階での早期雇用創出に向け環境影響評価等の手続きを行っているところ。今後も引き続き、楢葉町の取り組みに最大限の協力等を行っていく。

### 要望

事故の原因者として帰町までに希望する町民のハウスクリーニングを別枠賠償として行うこと

### 回答

住宅の建替え・修繕費用の賠償のなかで対応していただきたい。また、引き続き、屋内の片づけや・清掃・大型家電などの搬出などについて、最大限ご協力させていただきたい。

### 要望

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第四次追補を遵守するとともに弾力的な運用を図ること

### 回答

中間指針第四次追補を踏まえ平成26年3月「移住を余儀なくされたことによる精神的損害に係る賠償」、4月に「住居確保に係る費用の賠償」について周知させていただいたところ。引き続き、公平かつ適正な賠償を行っていく。

### 要望

特に避難指示解除後の精神的賠償「相当期間」を実態に即し、元の生活機能が回復するまで最低3年程度延長すること

### 回答

中間指針第四次追補において、相当期間として1年間を目安とすることが示されており、必要に応じ改めて紛争審査会にて議論されるものと考えている。今後の議論を踏まえ対応していきたい。

### 要望

福島第二原子力発電所の潜在的リスクを考慮し速やかに廃炉を決定すること

### 回答

福島第二原子力発電所については安定的な冷温停止状態にあり、冷温停止維持にかかわる設備などの復旧が完了していることから、原子炉の健全性は確保されているものと評価している。



**楡葉町地域防災計画について【説明：環境防災課】**

《開会日：平成26年4月18日》

◆基本的考え方

東日本大震災の教訓や町の課題と福島県地域防災計画及び原子力規制委員会の指針、楡葉町原子力防災対策検討委員会からの提言をふまえ、計画の充実と修正を図った。

◆主なポイント

防災計画を『一般災害対策編』と『原子力災害対策編』2編に分け策定。また、複合災害に備え、町の組織体制（災害時の役割）の見直しを行った。

【一般災害対策編】

円滑、安全な避難の確保対策	避難場所・避難勧告指示基準・避難路整備など
一人一人に目配りする防災対策	避難行動要支援者・避難所運営・被災者台帳
相互連携による対策	町民、事業者等の物資備蓄等・自主防災体制強化・支援等の受入体制・地区防災計画

【原子力災害対策編】

対策重点地域の設定	予防的並びに緊急時防護措置準備区域の設定
新たな原発災害対策への対応	緊急事態区分と緊急時活動区分
広域避難計画の策定	町外避難も想定した計画、マニュアルの整備
放射能防護対策強化	防護服・個人線量計・安定ヨウ素剤・遮蔽性の高い施設の利用
原子力防災対策検討委員会による提言	災害対策本部の強化・広域避難計画策定・放射線防護対策の確立・新たな原子力災害対策重点区域の検討・原子力緊急対応システムの見直し

◆質 疑

- Q. 地区の人数把握を計画に盛り込むべき。
- A. 要支援者等の名簿の作成や関係各所と協議しながら、避難マニュアルの作成も含め反映していきたい。
- Q. 計画は町民と協働で策定すべき
- A. 様々な方の意見をいただきながら、計画についても見直していきたい。
- Q. 核燃料デブリの取出しに関する安全対策の向上についても盛り込むべき。
- A. 今後、町としての原子力監視委員会等の設置も含め、計画に反映していきたい。

- Q. この計画における原子力発電所の安全性についての認識が甘いのではないか。
- A. 有識者や県などの現場調査の結果、直ちに大きな事故が発生する状況には無いとの見解をふまえ、提言されたものだが、現状、小さな事故等が多発していることは認識しており適切に対応していきたい。
- Q. 原子力災害対策に関する体制（専門の課など）をつくるべき。
- A. 職員の知識の習熟のための研修も含めながら、関係機関等と調整を図りながら検討していきたい。

## 檜葉町土地利用計画アクションプランについて【説明：復興推進課】

《開会日：平成26年4月18日》

檜葉町のみならず双葉郡、福島県の復興をけん引するための施策として、『檜葉町土地利用計画アクションプラン』を取りまとめ、復興に向けた整備を推進する。

### ◆基本の方針

土地利用の方向性	震災前の土地利用を踏まえつつ、復興に伴う新たなニーズに対応する土地利用の転換を行い、檜葉町並びに双葉郡の復興を支える拠点を形成。
エリアの形成	産業再生、コンパクトタウン整備、竜田駅東側開発などのエリアを形成し、各エリアをつなぐアクセス道として、県道広野小高線や復興インターチェンジ、町道などの整備等の計画を策定。
整備効果を高めるソフト施策	町内におけるロボット廃炉技術研修、災害からの復興視察、双葉ふるさと祭り、檜葉コミュニティ大学、ロボット競技大会など、観光・交流・交通にかかる施策の展開。

### ◆全体工程

平成26年度から29年度までの4年間を当面の目標として整備を計画。

### ◆質疑



Q. 復興拠点となるJヴィレッジを軸とした計画をしっかりと盛り込むべき。

A. Jヴィレッジについては、復興のシンボルということで本計画のみならず、PR方法についてはしっかりと検討していく。

Q. 廃炉事業が終了した後のプランはあるのか。

A. 先を見据えた計画についても徐々に考えていきたい。

Q. 国・県の機関の誘致を計画に盛り込むべき。

A. 本町が復興の中心となるべく、この中で検討していきたい。

Q. 企業や医療、住宅などの具体的な動きについて。

A. 住宅は200戸を予定、医療は県における診療所と将来的には病院等の誘致を目指し受け皿を整備する。企業は廃炉関係等の企業も含め誘致を進める考え。

Q. セールス体制は整っているのか。

A. 現在、セールス用として概要版を作成。今後体制を整え取り組みを進めていきたい。

Q. 医療の充実について。

A. 県における診療所の位置づけについて現在、町村会等と協議を進めている。将来的な医療体制について、医師不足等により難しい状況だが双葉郡として、国、県に対し、強く要望していく。

Q. 用地の取得時期や常磐線の開通時期はいつごろになるか。

A. 用地は、今年度から順次地区説明を行いながら進めていきたい。常磐線については、帰町時期にあわせ開通をすすめると聞いている。

## 特定廃棄物の埋立処分計画及び楡葉町内の 災害廃棄物等仮設焼却施設の設置について 【説明：環境省】

〈開会日：平成26年3月17日〉

2月12日の福島県知事からの要請をふまえ、富岡町（フクシマエコテッククリーンセンター内）における特定廃棄物埋立処分並びに楡葉町における災害廃棄物等仮設焼却施設設置を計画。

### ◆概要

#### 【楡葉町における仮設焼却施設及びセメント固形化施設】

候補地 楡葉町大字波倉地区／面積 約5ヘクタール

仮設焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>楡葉町で発生する廃棄物の減容化処理。</li> <li>1日120トン程度処理できる施設を計画。</li> <li>安全対策（放射線対策、排水対策、排ガス対策、保管対策など）</li> </ul>	
セメント固形化施設	対 象	県内において発生するセシウム溶出が多い焼却灰について、固型化施設が併設されていない減容化施設や保管施設等の焼却灰（約7.5万m <sup>3</sup> ）を固型化。
	固型化方法	焼却灰等とセメントを混ぜ、型枠に入れフレキシブルコンテナパックに封入。7日間程度養生後、搬出。
	稼働期間	稼働後、約5年程度を予定。

#### 【フクシマエコテッククリーンセンター埋立処分計画】

所在地 富岡町大字上郡山字太田地内／面積 約9.4ヘクタール

対 象	双葉郡8町村の生活ごみ、対策地域内廃棄物、10万ベクレル/kg以下の指定廃棄物（焼却灰・不燃物等）計65万m <sup>3</sup> を処分予定。
運搬搬入方法	フレキシブルコンテナに収納、セシウム溶出が多い廃棄物はセメント固型化し、運搬搬入、運搬車両にはGPSを装備し速度や経路等を管理、特定廃棄物等との混載の防止対策や放射線管理、車両等の汚染対策を実施（搬入路入口は楡葉町）。
埋立方法	雨水浸透抑制対策や放射性物質吸着対策等、放射性物質の漏出防止対策を多重に講じ、埋立を行い、継続的にモニタリングを実施、測定結果を記録保存する。
安全評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立作業中の最大追加被ばく線量：敷地境界線上 年間0.056mSv</li> <li>埋立完了直後の最大追加被ばく線量：敷地境界線上 年間0.27 mSv</li> </ul>
管理責任	環境省が事業主体となり、埋立処分と埋立完了後の管理について責任を持つ。

### ◆質疑

Q. 地域との協議の状況。

A. 楡葉・富岡ともに地域住民との話し合いはこれからという状況。丁寧に説明しご理解いただくよう進めたい。

Q. 従前の地域安全協定を無視し進めることは地域住民の反発につながる。

A. 協定を無視し進めることはしない。それも含め地域住民とは話し合いをしていきたい。

Q. 埋立処分施設は国有化するのか。

A. 国有化することは現段階では検討されていないが、国が事実上管理することとなり最終的責任は国となる。

Q. 埋立保管期間について。

A. 最終処分となるため永久埋設となる。

Q. 当該施設は帰町の妨げになる。

A. 早急に廃棄物処分をするにあたり、既設の管理型処分場の活用が有効であるため当該施設が選定されることとなった。また、放射線量についても安全が確保された状態となるためご理解いただきたく考えている。

Q. 計画ありきで進めているのではないか。

A. 計画先行ではなく、住民の方々のご理解をいただきながら進めたい。



## 帰町判断に係る町の現状とその評価について【説明：町各部局】

《開会日：平成26年5月20日》

帰町判断をするにあたり考慮されるべき要件について、評価として概ね達成又は概ね達成できる見込みとなっている。

帰町の判断については、この考慮要件を一つ一つ確認しながら町民や議会からの意見も踏まえながら総合的に勘案し行っていく。

### 【帰町判断時に充足されているべき要件】

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>除染の効果</li> <li>除染廃棄物等の実施体制</li> <li>放射線影響への対応体制</li> <li>原子力発電所の安全対策</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災、防犯対策</li> <li>電気、ガス、通信、水道機能の回復</li> <li>交通インフラ（道路、バス、鉄道）機能の回復</li> </ul> |
|--|--|

### 【帰町開始までに充足されているべき要件】

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な買い物環境</li> <li>医療、介護、福祉</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校、保育</li> <li>役場機能、その他公共サービス</li> </ul> |
|---|---|

### ◆質 疑

Q. 原発に対する安全評価は達成していないと思われるが。

A. 直ちに大きな事故が発生する状況ではないとの評価によるものだが、万が一の場合を想定し、原子力防災計画の充実を図り住民の安全確保に努めたい。

Q. 放射性廃棄物の仮置場からの運搬については触れられていない。

A. 住民が仮置場から運搬されるなか、帰町という状況も想定されるため、国に対し十分な安全対策を求めていく。

Q. 現段階で介護などの人材の確保がされていない。

A. 26年度から補助事業活用しヘルパーの育成に取り組んでいく。

Q. 住民懇談会で住民から提起された除染に対する意見について。

A. 住民懇談会で提起された問題については大変重要と考えており、町としても居住と避難を選択できる環境をつくっていく考え。

Q. 要件について全て概ね達成と評価されているが、評価が甘いのではないか。

A. 要件について一定の評価は見たが今後の取組みも相当数入っており、それを含め帰町の判断を行っていく考え。これを目安に住民が安全に暮らせるよう、今後、環境を整えていく。

※考慮要件については、今後の取組みも含めたなかで評価をいただいております。住民の安心が得られるよう、取り組みを鋭意進めていく考え。

## 経済福祉常任委員会

### ◆焼却灰固化施設の実態調査について



相馬市の仮設焼却施設視察の様子

【調査日：平成26年5月29日】

4月18日に開催された柵葉町議会全員協議会において、環境省より柵葉町内の災害廃棄物等仮設焼却施設及びセメント固型化施設の設置計画の説明が行われたことに伴い、相馬市で運用が開始されている同様の施設の視察調査を行ないました。

施設は相馬市と新地町の要請により国が代行し、セメント固型化設備が併設された仮設焼却施設を建設、運用が行われており、相馬市・新地町において発生する災害廃棄物・除染

廃棄物のうち、可燃物について、1日に約570トンの処理が行われているとのことでした。

しかし、処理後の焼却灰の最終処分地が定まらず、敷地内に仮置きされていることや施設設置には周辺住民と地域行政の理解と協力が必要不可欠であることなども確認されました。

柵葉町に計画されている施設についても、同様の課題が予想されるため、状況を見極め、慎重に対応する必要があるものと思われる結果となりました。

### ◆賠償に関する調査

【調査日：平成26年6月2日】

第四次追補が示されたことに伴い、運用など具体的な賠償基準等について、東京電力より聞き取り調査を行いました。

精神的賠償について、賠償額はこれまで同様とされましたが、第四次追補で示された避難指示解除後の賠償継続期間を相当期間として1年間とするとされたことについては、追補にしたがって運用するとされました。

また、住居確保に係る賠償として、住居取得や大規模修繕、建替え費用が、既に行われている財物賠償基準を超える場合、個別に上限額を算定し賠償を行うとされ、その算定方法などの確認を行いました。なお、個々の事情を勘案しながら運用していくので、相談窓口などに相談してほしいとのことでした。

調査の結果、今回の賠償において、住宅確保については、一定の目安が示されましたが、帰還者減少を抑制するための対策や住宅確保後、生活が従前同様に回復するまでの補償が示されていないこと、加えて、精神的賠償の避難指示解除後の継続期間については、議会及び町において、延長を要望している経緯があり、引き続き、要請要望を強く行っていく必要が認められる結果となりました。



東京電力担当者より聞き取り調査

#### 【継続中の調査について】

下記特別委員会による、調査につきましては、ただいま月1～2回程度継続調査を行なっています。調査内容がまとまり次第、お知らせいたしますので、予めご了承ください。

◆議会の活性化に関する特別委員会【柵葉町議会基本条策定に関する調査】

◆義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会【町義援金等に関する調査】

# 議会の活動【4月～6月まで】

日付	4月
1	辞令交付式（いわき市）
7	榑葉南・北小学校入学式（いわき市）
	榑葉中学校入学式（いわき市）
	義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会（いわき市）
8	あおぞらこども園入園式（いわき市）
9	
10	町民と議会との懇談会（いわき市）
13	高久第10仮設自治会花まつり（いわき市）
14	復興副大臣・政務官等との意見交換会（福島市）
16	町民と議会との懇談会（いわき市）
17	
18	榑葉町議会全員協議会（いわき市）
20	双葉支部春季連合検閲式（広野町）
23	榑葉町本格除染完了報告会（いわき市）
24	義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会（いわき市）
26	町政懇談会（東京都）
27	町政懇談会（茨城県）
29	町政懇談会（会津美里町）
30	議会の活性化に関する調査特別委員会（いわき市）
	要望活動打合せ（いわき市）
日付	5月
8	国会議員要望活動（東京都）
9	
13	東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会役員会（福島市）
14	双葉地方広域市町村圏組合議会保健福祉常任委員会（広野町）
15	町村議会広報研修会（郡山市）
	双葉地方広域市町村圏組合議会消防厚生常任委員会（広野町）
19	双葉郡町村議会議長会（広野町）
	双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会（広野町）
20	榑葉町議会全員協議会（いわき市）

21	義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会（いわき市）
22	全国原子力発電所所在市町村協議会総会（東京都）
24	南北小学校春季大運動会（いわき市）
26	東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会代議員総会（福島市）
27	全国町村議会議長・副議長研修会（東京都）
28	
29	仮設焼却施設視察調査（相馬市）
30	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会（広野町）
	第1回双葉地方土地開発公社理事会（いわき市）
	議会の活性化に関する調査特別委員会（いわき市）
日付	6月
2	損害賠償に関する調査（いわき市）
	いわき市長へ挨拶（いわき市）
3	福島県町村議会議長会第1回定期総会（福島市）
	双葉地方町村長議長懇談会（福島市）
4	
5	榑葉町体育協会会議（いわき市）
6	福島県原発所在町協議会総会（いわき市）
11	義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会（いわき市）
12	議会運営委員会（いわき市）
15	あやめ祭り（会津美里町）
16	榑葉町議会合同委員会（いわき市）
18	6月定例会（いわき市）
19	
20	榑葉町全員協議会（いわき市）
26	双葉郡町村議会議長会要望活動（東京都）
27	復興副大臣・政務官等との意見交換会（福島市）
30	議会の活性化に関する調査特別委員会（いわき市）
	榑葉町復興会社設立総会（榑葉町）

# 平成26年9月定例会は、9月中旬ごろ開催の予定です。

【開会日は、予定ですので変更となる場合があります。予めご了承ください。】

## ● 場 所

榎葉町いわき出張所 谷川瀬分室 2階 会議室  
(いわき市平谷川瀬1丁目1-1)

## 《問い合わせ先》

榎葉町議会事務局  
Tel : 0246-25-5561  
Fax : 0246-25-5564



※議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。

## ◆傍聴の際守っていただくこと◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないよう設定すること。又、通話、撮影、録音を行わないこと。
- ②傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- ③議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ④談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- ⑤飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑥みだりに席を離れないこと。
- ⑦不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ⑧その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

## 請願・陳情書を提出される方へ

※請願・陳情される内容や手続き等の不備により、受け付けが出来ない場合もございますので、予めご了承ください。

- ①請願者には、必ず1名以上の議員の署名押印が必要です。
- ②1つの案件ごとに作成してください。
- ③提出期間は、次期定例会10日前までに提出してください。
- ④書式は右記のとおりです。
- ⑤添付資料として
  - ・関係地権者の同意書または連名書。
  - ・関係する図面または位置図。
  - ・その他、必要とする資料があれば添付してください。
- ⑥陳情書には、紹介議員は必要ありません。その他については請願書とほぼ同じです。

<p>〈表紙〉</p> <p>〇〇〇〇〇に関する請願書</p> <p>紹介議員 氏 名印</p>	<p>〈本文〉</p> <p>〇〇〇〇〇に関する請願書</p> <p>請願の趣旨 何々……………</p> <p>理由…………… 何々……………</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>榎葉町議会 議長……………様 請願者 住所 氏名 ☎ 〇〇-〇〇〇〇</p>
--	--

手続きなどお問い合わせについては、榎葉町議会事務局まで ☎0246 (25) 5561